

## はじめに

中谷 和弘

国際法研究会は、2年目である2016年度には、以下のように合計6回の研究会合を開催した。なお、第4回は、南シナ海仲裁裁判について、この主題に造詣の深い3名の有識者にゲスト・スピーカーとして報告を頂いた。

**「国際法研究会」(国際ルール検討グループ)  
平成28年度会合一覧**

|     |          |  |
|-----|----------|--|
| 第1回 | 4月15日(金) | 年間スケジュールの確認  |
| 第2回 | 6月24日(金) | 坂巻 静佳 委員：「大陸棚限界委員会の勧告に基づく限界設定前の延長大陸棚の法的地位」   |
|     |          | 許 淑娟 委員：「200海里以遠における海洋境界画定に関する判例研究」  |
| 第3回 | 8月3日(水)  | 石井 由梨佳 委員：「東南・南アジア地域における薬物取引及び人身取引の規制と海上法執行について：移民阻止(Migrant interdiction)を巡る問題を中心に」 |
|     |          | 鶴田 順 委員：「東シナ海の海洋生物資源管理の現状と課題」  |
| 第4回 | 9月7日(水)  | 柳井 俊二・国際海洋法裁判所判事：「今次の国際仲裁判断に寄せて」   |
|     |          | 河野 真理子・早稲田大学教授：「南シナ海をめぐる中比国際仲裁裁判の裁定概要」   |
|     |          | 奥脇 直也・明治大学教授：「今次の国際仲裁判断の評価・コメント」   |
| 第5回 | 10月7日(金) | 中島 啓 委員：「南シナ海仲裁判断の検討：歴史的権利および海洋地勢の法的地位」  |
|     |          | 西本 健太郎 委員：「南シナ海仲裁判断の検討：中国の活動に対する判断」  |
| 第6回 | 12月9日(金) | 児矢野 マリ 委員：「海底鉱物資源探査・開発活動と環境保全—環境影響評価(EIA)をめぐる国際規範の発展動向と日本の現状・課題」                     |
|     |          | 堀口 健夫 委員：「ロンドン海洋投棄条約体制における「配置(placement)規定の意味：気候変動の緩和を目的とする活動に対する国際規制の展開を手がかりとして」    |

検討した課題は、この一覧表からもわかるように多岐にわたるが、2016年度に特に注目されたのは7月12日に南シナ海問題の仲裁判断が判示されたことであり、国際法研究会の

主たる検討課題も同仲裁判断をめぐるものとなった（第4回及び第5回）。

同仲裁判断は、裁判管轄権及び受理可能性を積極的に認めて本案判断に進んだという手続的な面でも注目されるが、実体判断としては、次のような判断をした。①国連海洋法条約によって中国が主張する歴史的権利と九段線はいわば「上書き」され、「既得権」だとして主張することはできないとした、②同条約 121 条にいう「島」に該当するための基準として、「人々の安定的なコミュニティー」又は「外部の経済に依存せず純粋に採取的でない経済活動」を維持できることを挙げ、南沙諸島における高潮時に水面上にある地形はすべて、排他的経済水域又は大陸棚を有しない「岩」であって「島」はないと判示した、③南シナ海での中国の行動を次のように国際法違反であると判示した（a.フィリピンによるEEZでの漁業を禁止し、またフィリピンの許可なしにミスチーフ礁での構築物・人工島を建設したことでフィリピンの排他的経済水域及び大陸棚に関する主権的権利を侵害した。b.フィリピン漁民によるスカボロー礁へのアクセスを禁止したことでフィリピン漁民の伝統的な漁業権を侵害した。c.大規模な埋め立て及び人工島建設により脆弱な生態系及び絶滅危惧種の生息地を保全・保護を義務とする同条約 192-194 条に違反した。d.フィリピン船舶がスカボロー礁に接近するのを阻止しようとしたことで衝突の重大な危険を創出し同条約 94 条及び海上衝突予防国際規則条約に違反した）。

同仲裁判断は、特定国の海洋分野での野心的な行動に対してこれまでで最も詳細な判断を行ったものであり、国際社会における法の支配にとって画期的な意義を有するものである。本仲裁判断は、法的拘束力を有するものであるため、同判断を履行しないと中国は国際法に違反することとなる。人工島建設の即時中止や九段線の撤回をはじめとする行動をとることが中国の国際法上の義務となっている。当事国間で仲裁判断の履行に関連して外交交渉するに際しても、判断の大枠を逸脱するものであってはならない。ましてや、海洋の有する普遍的な価値ゆえに、フィリピンと中国以外の諸国も純粋な第三者では全くなく、直接的な利害関係を有する国家として、仲裁判断の誠実な履行を求める正当な利益を有する。なお、「島」の基準については、国家実行を正しく反映したものといえるか疑義があるため、今後の国家実行の集積や別の国際裁判例をなお待つ必要がある。

2014年5月30日の アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）において安倍首相が示した「国家は、①自国の主張を国際法に基づいて明確に行わなければならない、②自国の主張を通すために力や威圧を用いてはならない、③紛争を平和的手段によって解決するよう努力しなければならない」という「海洋における法の支配3原則」は、国際法上は当然のことを指摘したものだが、当然のことを守らず、海洋において「力による現状変更」を進める国家が現存する以上、今日とりわけ重要な意義を有するものである。国際

法においては「法の支配」を特に強調する必要のある分野はまさに海洋である。中国の野心的行動と南シナ海仲裁判断はこの点を如実に示すものであったといえよう。

2002年にASEAN諸国と中国の間で合意された南シナ海行動宣言(DOC)との関連で言えば、DOCは法的拘束力を有しないものの、南シナ海における中国の行動はDOCに違反している。例えば、米国軍艦の航行に異議を唱えることは航行の自由の尊重等をうたった3項に反し、また人工島を建設して居住環境を整えることは無人の島や岩礁等に居住する活動を控えること等をうたった5項に反している。今後、拘束力を有する南シナ海行動規範(COC)を作成するにあたっては、「海洋における法の支配」という観点から本仲裁判断を参考にして、その内容と齟齬しないよう留意することが求められよう。

その他の主題として、本研究会では、200カイリ以遠のいわゆる延長大陸棚問題(第2回会合)、海上からの難民・移民への対応のあり方(第3回会合)、海洋生物資源管理(第3回会合)、海洋環境保護(第6回会合)を扱った。各々の詳細は各委員の報告書をご覧いただきたいが、海洋の問題は多岐にわたり、その中の特定の主題はそれ自身として自己完結せず、他の主題とも密接にリンクしている。このことは、例えば、南シナ海仲裁判断では海洋環境問題が海洋安全保障と密接に結びついていること、既にイタリア等の南欧諸国が経験しているように海上難民の問題は人権問題であると同時に安全保障問題でもあることから明らかであろう。linkage politics という古典的用語は海洋についても当然にあてはまるのである。

海域との関係では、本研究会の主たる対象は、東シナ海及び南シナ海をはじめとする東アジア及び東南アジアの海域であった。インド洋については、第1年目である2015年度にチャゴス諸島海洋保護区に関する仲裁判断(モーリシャス対英国)を検討した。その他、2016年8月26日に開催した海洋安全保障講座において私自身がふれたホルムズ海峡の日本にとっての死活的重要性をここで再確認しておきたい。輸入石油の大半を中東に依存し、その大半が同海峡を通航するタンカーによって輸送されるという事実に加えて、alternative route がないこと(この点はマラッカ海峡との大きな相違である)は、ホルムズ海峡を世界で最も重要な海域と言っても過言ではないものとしている。さらに、沿岸国であるイランもオマーンもホルムズ海峡を国際海峡とは認めておらず領海だと主張していること、及び中東という紛争多発地域に所在していること、さらにイランとサウジアラビアが2016年1月に外交関係を断絶したこと、米国の対イラン政策がトランプ新政権の下で変更する可能性が大きいこと等に鑑みると、ホルムズ海峡はまさにchokepointであり、同海峡の通航はいつ阻害されても不思議ではないと言わざるを得ない。

ロバート・カプランは『インド洋圏が世界を動かす』(合同出版)の中で、インド洋諸

はじめに

国の戦略的重要性を説いた。日本の海洋安全保障にとっても、東アジア諸国及び東南アジア諸国との関係のみならず、オマーン、パキスタン、インド、スリランカ、モルジブといったインド洋諸国との関係も非常に重要であり、これらの諸国との海洋分野での対話や *capacity building* を一層強化することが望まれる。とりわけオマーンは、ホルムズ海峡の沿岸国であるという地政学的に最も重要な位置を占めているのみならず、地域紛争の仲介役もつとめてきた穏健で安定した国家でもあるため、関係の強化が日本外交にとって極めて重要である。また、中国企業がスリランカやパキスタンの港湾を租借するという動きもあり、中国のインド洋における今後の動向を注視する必要がある。

2016年度の研究のまとめをかねて、2017年2月20日に JIA フォーラムを開催し、米国からポール・ライクラー弁護士を招聘して、「南シナ海における公正で恒久的な平和の実現に向けて」と題する講演をして頂いた。ライクラー弁護士は様々な国際裁判における訴訟当事国の弁護人として世界的に著名であり、フィリピン対中国の南シナ海仲裁裁判においてフィリピン側の弁護人としてフィリピンの勝訴に多大の貢献をした。海洋分野での法の支配における国際裁判の役割を再認識するのみならず、国際裁判の実態と訴訟戦略のあり方を考える上でも貴重な講演であった。

なお、1年目である 2015 年度には、以下のように合計6回の研究会合を開催した。同年度の研究会合での報告に基づく論考の一部は既に 2015 年度の報告書に掲載され、残余のものは本報告書に掲載されている。

**「国際法研究会」(国際ルール検討グループ)  
平成27年度会合一覧**

|     | 開催月日      | テーマ、報告者   |
|-----|-----------|---|
| 第1回 | 6月4日(木)   | プロジェクトの趣旨説明と年間スケジュールの確認   |
| 第2回 | 8月7日(金)   | 「海上信頼醸成措置と国際法 — 行動基準を中心に」<br>石井 由梨佳 委員                              |
|     |           | 「排他的経済水域における軍事的活動」<br>坂巻 静佳 委員                                      |
| 第3回 | 9月25日(金)  | 「日中漁業協定の暫定措置水域等について」<br>鶴田 順 委員                                     |
|     |           | 「南シナ海における中国の活動の法的評価」<br>西本 健太郎 委員                                   |
| 第4回 | 11月27日(金) | 「チャゴス諸島海洋保護区に関する国連海洋法条約付属書VIIに基づく仲裁判断(モーリシャス vs. イギリス)」<br>西元 宏治 委員 |
| 第5回 | 12月25日(金) | 「南シナ海の埋立・資源開発と環境保全 — 国際法の観点から」<br>児矢野 マリ 委員、堀口 健夫 委員(共同報告)          |
| 第6回 | 1月29日(金)  | 「南シナ海に関する中比仲裁裁判管轄権判決の評価」<br>西本 健太郎 委員                               |